

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
変動金利定期貯金規定（単利型） 1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 2. ～ 3.（省略） 4.（利 息） （1） この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。 ②（省略） （2）～（4）（省略） 5.（貯金の解約、書替継続） （1）～（3）（省略） （4）自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 （5）（省略） 6. ～ 16.（省略） 以 上 (令和6年4月1日現在)	変動金利定期貯金規定（単利型） 1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（追加）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 2. ～ 3.（省略） 4.（利 息） （1） この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（追加）に指定口座へ入金します。 ②（省略） （2）～（4）（省略） 5.（貯金の解約、書替継続） （1）～（3）（省略） （4）自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（追加）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 （5）（省略） 6. ～ 16.（省略） 以 上 (令和4年4月1日現在)